

青森県報

第三千五百号

平成二十一年
七月三日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（ 同 ）	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（ 同 ）	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	（ 出 納 課 ）	二
証紙売りさばき人の指定	（ 同 ）	三
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	（ 同 ）	三
建設業者の許可の取消し	（ 監 理 課 ）	三
右 同	（ 同 ）	三
出先機関		
土地改良事業施行の同意	（ 東 青 地 民 局 ）	四

告 示

示

青森県告示第四百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
		訪問介護	訪問介護		
特定非営利活動法人ポルムヘルパース	東京都小平市花小金井南町一丁目二六の三〇パ	訪問介護	訪問介護	青森市金沢三丁目二五の一五	平成三・五・三五
登録保障協	室 ランオー二二	訪問介護	訪問介護	青森市松森一丁目九の六	平成三・五・三五
株式会社メデイケア	青森市松森一丁目九の六	訪問介護	訪問介護	青森市松森一丁目九の六	平成三・五・三五

青森県告示第四百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社メデイケア	青森市松森一丁目九の六	株式会社メデイケア	青森市松森一丁目九の六	平成三・五・三五
めぐみ介護福祉事業株式会社	青森市桜川七丁目一の一	めぐみ介護支援事業所	青森市桜川七丁目一の一	"

青森県告示第四百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	廃止の届出年月日	廃止の年月日
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護支援事業所八戸在宅クリニツク	八戸市大字岩泉町七	平成二・四・七	平成二・三・三
社会福祉法人楽晴会	三沢市大字二丁目六の二七	はるが丘介護支援センター	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢五九の五四	三・四・九	"
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字豊原一丁目の三	自由ヶ丘居宅介護支援センター	弘前市大字金属町五の三〇	三・三・三	"

青森県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社メイケア	青森市松森一丁目九の六	訪問介護	青森パースナルアシスト	青森市金沢三丁目二五の一五	平成三・五・三
特定非営利活動法人水戸	東京都小平市花小金井南町一丁目三〇の二	訪問介護	ナタルアシスト	青森市金沢三丁目二五の一五	平成三・五・三
登録介護福祉士会	東京都目黒区ラシオ一〇二	訪問介護	ナタルアシスト	青森市金沢三丁目二五の一五	平成三・五・三

青森県告示第四百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止の年月日
介護予防センター	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	訪問介護	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	平成三・四・一〇	平成三・四・一
介護予防センター	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	訪問介護	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	平成三・四・一〇	平成三・四・一

青森県告示第四百五十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字檜木字用田一八一の三

小野 健嗣

二 指定年月日

平成二十一年六月二十五日

三 売りさばき場所

弘前市大字檜木字用田一八一の三

青森県告示第四百五十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年六月二十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

五所川原市字布屋町二九

鶴谷 ヤナ

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社I・N・P

二 代表者の氏名 成田 郁夫

三 主たる営業所の所在地 平川市本町村元三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二〇〇三三二号

五 取消年月日 平成二十一年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が建設業法第八条第十号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社やまと工業

二 代表者の氏名 佐藤 美雪

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字門外四丁目五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第二〇〇一四二号

五 取消年月日 平成二十一年六月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が建設業法第八条第十号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、蓬田村に係る次の土地改良事業の施行に平成二十一年六月十五日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成二十一年七月三日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

- 一 事業名 基盤整備
- 二 地区名 阿弥陀川

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭